

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第32号

### 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成5年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第12条中「若しくは」を「又は」に改める。

第18条第1項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第19条第3項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第20条中「次に掲げるとおり」を「当該申請をした者が自ら事業を実施し、かつ、本市内に主たる事務所又は営業所を有する者であること」に改め、同条各号を削る。

第21条中「掲げる期間」を「定める期間」に改める。

第27条第3項中「第1項」を「第1項各号」に改める。

第28条第1項中「第37条の規定により一般廃棄物処理手数料を免除する基準は、次に定めるとおり」を「第37条第3号の規則で定めるときは、次に掲げるとき」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項第4号中「一般廃棄物を」の次に「市長が別に定める方法及び数量で」を加え、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第28条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号の」を「条例第37条第1号に該当する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項ただし書中「第1項第1号の生活保護法の規定による保護を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者又は同項第3号に掲げる区分に該当する排出をする者」を「次に掲げる場合」に、「ではない」を「でない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又は中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者である場合

(2) 条例第37条第2号に該当し、市長がその提出を要しないと認めた場合

(3) 第1項第1号又は第2号に該当する場合

(4) 第1項第3号に該当し、市長がその提出を要しないと認めた場合

第28条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第29条中「前条第1項第2号、同項第3号イ、ウ及びエ並びに同項第4号並びに前条第2項」を「条例第37条第2号、前条第1項第1号イからエまで又は同項第3号」に改め、「半透明袋で」の次に「家庭系廃棄物を」を加える。

第30条第1項中「条例第37条の2第2項に規定する」を削り、「次に定める」を「家庭系廃棄物に係る指定収集袋については別図第1のとおりとし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋については別図第2の」に改め、同項各号を削る。

第32条を次のように改める。

（処理手数料の算定基準）

第32条 月の中途中で世帯人数に変更があったときは、当月分のし尿に係る処理手数料は、変更前の世帯人数により徴収するものとする。

2 月の中途から収集を開始し、又は停止したときは、当月分のし尿に係る処理手数料は、定額料金を徴収するものとする。

3 前2項の規定によることが不適当な場合は、市長の認定するところによる。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表第1備考第2項ただし書中「第28条第1項第1号」を「条例第37条第1号」に改める。

別表第3第26号様式の項中「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を「一般廃棄物処理手数料減免決定通知書」に改める。

別図第1備考第2項中「申し込み」を「申込み」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。